

総情信第87号  
令和2年12月25日

各総合通信局長 殿  
(信書便監理官)  
沖縄総合通信事務所長 殿  
(信書便監理官)

情報流通行政局郵政行政部  
信書便事業課長

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準  
第22条第5号及び第29条の運用について（通達）

標記について、信書便物の運送及び配達に係る業務の一部を他の第三者に再委託可とすることを含めて業務の一部の委託の認可の対象とする場合は、当分の間、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、よろしく取り計らい願います。

なお、旧通達である「民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準第22条第5号及び第29条の運用について（通達）」（平成28年6月7日総情信第43号）は、廃止します。

記

一般社団法人信書便事業者協会の定める「信書便の業務の一部を再委託する場合の基準について（令和2年12月25日）」（以下「業界基準」という。）については、総務大臣の定める審査基準を補完し、かつ、同基準への適合を担保するものであることを踏まえ、申請者が同協会の会員であるか否かを問わず、業界基準への適合を求めることに留意すること。

## 信書便の業務の一部を再委託する場合の基準について

特定信書便事業者（以下「事業者」という。）は、信書便の業務の一部を第三者（以下「受託事業者」という。）に委託しようとする場合においては、通信の秘密を確保し、適正な業務運営についての責務を果たす観点から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）第34条（信書便法第23条を準用）の規定に基づき、総務大臣の認可を受けなければならないこととされている。

加えて、当該認可を受けるに当たっての審査基準（民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第9号）第22条第5号（同審査基準第4条第6号を準用）においては、受託事業者に委託した業務の一部を他の第三者に委託すること（以下「再委託」という。）が禁止されている。これは、総務大臣認可に係らしめている委託業務について、その適正な運営が損なわれることのないよう、信書便業務の管理責任を事業者が全面的に負う運用がなされているものである。

今般、業務の適正な運営を確保した上で利用者のニーズ等に柔軟に対応する観点から、審査基準が改正・施行された（平成28年6月7日）。具体的には、再委託を原則禁止としつつ、信書便物の運送及び配達業務については、事業者自ら事前に承認を行う（従って信書便業務の管理責任を事業者が全面的に負う）旨が確認できる場合に限り、総務大臣の認可を受け、再委託を予定した業務の一部委託が可能となった。

当協会においては、信書便法の理念を十分勘案して通信の秘密を確保し業務の適正な運営を損なうことのないよう、利用者保護の観点から、標準的な事前承認のあり方に関して総務省との調整等を行った結果を踏まえ、審査基準を補完し、かつ、同基準への適合を担保するための基準を次のとおり定める。

- ① 信書を送達する者として適切な再委託先であること。
- ② 再委託を行う方が受託事業者自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他当該再委託を必要とする特別の事情があること。
- ③ 当該再委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密の保護が確保されているものであること。
- ④ 当該再委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- ⑤ 当該再委託に係る契約又は計画において、当該業務を他の第三者に再々委託するものではないこと。
- ⑥

本基準に適合するか否かに関しては、別紙様式による書類の提出を受託事業者に求め、事業者が自ら事前に審査し適合することが確認された場合に限り、文書により承認するものとする。

また、事前審査に際しては、受託事業者に対して次に掲げる書類の添付を求めるものとする。

- 一 再委託先が信書便法第8条各号に該当しないことを示す書類（宣誓書）
- 二 再委託契約書の写し又はその計画を記載した書類（別添1参照）
- 三 信書便物の授受の方法その他の再委託の実施方法に関する細目を記載した書類（別添2参照）

(別紙様式) 業務再委託に関する事前申請(承認)書

申請日: 令和〇〇年〇月〇日

再委託先の名称及び住所	適宜記載。法人の場合、名称については代表者の氏名も記載。
再委託しようとする信書便の業務	信書便法第2条第7項第〇号に規定する特定信書便役務に係る業務のうち、信書便物の運送及び配達の業務。
再委託しようとする期間	信書便法第34条において準用する第23条第1項に定める総務大臣の認可を受けた日から〇年とする。 ただし、甲乙いずれからも、相手方に対して、本契約を終了する旨の書面による通知がないときは、この契約は同一条件にて1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
再委託を必要とする理由	
特別の事情	当該再委託により、再委託する信書便物の運送及び配達の業務を、自ら実施する場合と業務を再委託する場合を比較したところ、月間〇〇円程度の経費の削減を図ることが可能となり、業務の経済的な運営に大きく寄与する。
秘密の保護	再委託の実施方法に関する細目第1条に基づき、乙は、丙が総務大臣の認可を受けた信書便管理規程の定める方法により作業を行うこととしている。また、業務再委託契約書第10条第4号において、乙が信書便物に関して知り得た他人の秘密を漏えいした場合等には甲は乙との委託契約を解除することができ、かつ、同条第2項において甲は直ちに丙に報告し指図を求めなければならないこととしている。これらにより、信書便物の秘密の保護を確保している。
責任の明確化	業務再委託契約書第8条に基づき、信書便の業務について、指定する期限までに信書便物の送達ができなかった場合には乙の責めに帰しがたい事由を除き、乙が損害を賠償すること等としている。また、同条第3項において甲は直ちに丙に報告し指図を求めなければならないこととしている。これらにより、信書便物の取扱いに係る責任を明確化している。
再々委託の禁止	業務再委託契約書第3条に基づき、乙は甲より再委託を受ける業務を第三者に再々委託してはならないこととしている。

(受託事業者の名称) 殿

本件については、「信書便の業務の一部を再委託する場合の基準について」(一般社団法人信書便事業者協会作成)に基づき、承認します。

令和〇〇年〇月〇日

(事業者の名称)

(注1) 斜体字部分は、記載例。甲、乙及び丙については、別添1及び別添2参照。

(注2) 必要に応じて、参考となる資料を添付すること(経費削減の試算など)。

## 業務再委託契約書

〇〇（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）とは、甲が××（以下「丙」という。）より受託した信書便の業務の一部に関し、次のとおり業務再委託契約を締結する。

## （誠実義務）

第1条 甲及び乙は、丙の指図により、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければならない。

2 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた事項については、甲及び乙は、丙の指図により、誠意をもって協議するものとする。

## （再委託に係る業務の範囲）

第2条 甲は、丙より受託した信書便物の運送及び配達（以下「運送等」という。）の業務の一部を乙に再委託し、乙はこれを受託する。

2 甲は、前項の再委託を行おうとするときは、「信書便の業務の一部を再委託する場合の基準について」（一般社団法人信書便事業者協会作成）に基づき、事前に丙の承認を受けなければならない。

## （再々委託の禁止）

第3条 乙は、前条第1項の再委託に係る業務を第三者に再々委託してはならない。

## （再委託料）

第4条 甲が乙に支払う業務再委託料は、別途定める覚書のとおりとする。

## （再委託料の支払方法）

第5条 甲は、毎月〇日までにその前月分の業務再委託料を、乙が指定する口座に振り込む方法により支払う。この場合において期間が一月に満たない場合は一月を〇日として日割計算を行う。

## （秘密の保護）

第6条 乙は、業務上信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。本契約の終了後においても、同様とする。

## （指示）

第7条 乙は、天災、事故その他の事由により、信書便物の運送等が著しく遅延すると認められるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、甲は直ちに丙に報告し指図を求めなければならない。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲の指定する期限までに信書便物の運送等を行うことができなかつたとき又は信書便物の引渡しを受けた後において、これを滅失若しくは毀損したときは、災害その他乙の責に帰したい事由による場合を除き、その損害を賠償する。この場合において、乙が賠償すべき金額は、丙と甲が締結した業務委託契約書の定めるところにより、甲が損害を賠償すべき金額とする。ただし、損害が乙の故意又は重過失により生じたときは、乙は一切の損害を賠償する。

2 乙は、損害を賠償した後、当該信書便物の全部又は一部を発見したときは、直ちにこれを甲に返付する。この場合、甲は、これに相当する賠償金の全部又は一部を乙に返付する。

3 前二項の場合において、甲は直ちに丙に報告し指図を求めなければならない。

(資格)

第9条 乙は、信書便物の運送等の業務を行うために必要な行政庁の許認可等を取得し、当該業務の遂行にあたっては、道路交通法その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第10条 次の各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が解約を申し出たとき

二 乙が信書便物の運送等を拒み、又は故意にその運送等を遅延させたとき

三 乙が信書便物の運送等を所定の時刻又は手続どおり履行せず、又は故意に信書便物の取扱いを粗雑にする等信書便物の安全、正確、かつ迅速な運送等に支障があると認められるとき

四 乙が業務上信書便物に関して知り得た他人の秘密を漏えいしたとき

五 第一号から第四号までのほか、乙がこの契約で定めた事項を履行しないとき

2 前項の場合において、甲は直ちに丙に報告し指図を求めなければならない。

(再委託期間)

第11条 本契約の期間は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第34条において準用する第23条第1項に定める総務大臣の認可を丙が受けている期間において、「信書便の業務の一部を再委託する場合の基準について」（一般社団法人信書便事業者協会作成）に基づき丙の承認を受けた日から〇年（又は〇月）とする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、この契約は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(合意管轄裁判所)

第12条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、〇〇地方裁判所を第一審管轄裁判所とするものとする。

本契約の成立の証として契約書二通を作成し、各自一通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

甲

乙

## 再委託の実施方法に関する細目

〇〇（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）とは、再委託に係る業務に関し、次のとおり細目を定める。

## （業務取扱の基準）

第1条 乙は、甲に信書便の業務の一部を委託した××（以下「丙」という。）が総務大臣の認可を受けた信書便管理規程に定められている方法によって再委託に係る業務を安全、正確かつ迅速に行わなければならない。

## （信書便物の授受の方法）

第2条 信書便物の授受を行う場合には、丙の指図により、必ず甲乙双方の担当者立会いの上、信書便物の通数、あて先の記載、信書便物であることの表示その他必要な事項を確認しなければならない。

## （信書便の業務に関する教育及び訓練の実施）

第3条 甲は、信書便の業務に関し、信書便の役務の確実かつ安定的な提供を確保し、取扱中に係る信書便物の秘密の保護を確保するため、乙の信書便の業務に従事する者に対し、丙の指図により、丙が総務大臣の認可を受けた信書便管理規程に定められている教育及び訓練を実施するほか、新規採用時、事故や犯罪行為の発生時等においても丙の指図により実施するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

甲  
乙